「三角形の合同条件3つ」とは? なぜ合同になるのか?くわしく解説

合同な三角形をかくのに必要な条件とは

2つの図形がぴったり重なり合うとき、2つの図形は「合同」というんだったね。 それでは、「合同な図形」をかくには、どんな方法があるんだろう? 今回の学習では、「合同な2つの三角形」をかくにはどうすればいいのか、「2つの三角形が合同 である」ということを証明するには、どんな条件がそろえばいいのか?を考えていくよ。

それでは、まず「合同な三角形をかく方法」について確認していこう。

これまでに解いたことがある作図の問題と同じように、「辺の長さ」と「角の大きさ」に注目して、ど んな条件の時に決まった1つの三角形を作図できるかを考えてみよう。

ある条件のときに、「決まった」つの三角形を作図できる」ということは、つまり「その条件だと、かな らず決まった形の三角形になる」ということだよね。

かならず決まった形の三角形になるということは、その条件でかいた三角形は、すべておなじ形に なるから、「合同になる」ということなんだよ。

だから、その「条件」がなにかを探そう、ということだね。

その条件は、3つあるんだよ。

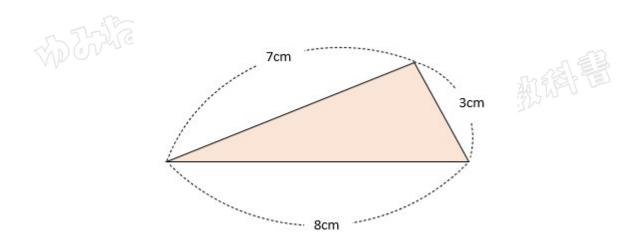


①3つの辺の長さがわかっている時

3つの辺の長さが、3cm、7cm、8cmの三角形の作図をすると考えてみよう。

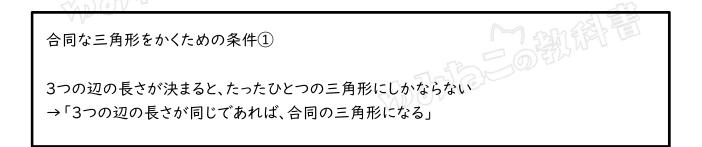
3つの辺のうち、どれか1つの辺を定規を使ってひき、残りの2辺の長さをコンパスで取り、作図をすると1つの三角形しかできないよ。

※回転したものは同じ三角形として考えるよ。



3つの辺の長さがわかるだけで、かならずひとつの決まった三角形になるなんて、すこし不思議だよね。

でも、実際に3つの長さが決まった辺を、スキマや余分な辺ができないようにして三角形をつくろう としてみると、「ぴったり3つの辺が組み合わさって三角形になる」形は、たった一つしかないことが わかるよ。





②2つの辺の長さと2辺の間の角の大きさがわかっている時

まずは、「2つの辺の長さと」つの角の大きさがわかっている」場合の作図について考えてみるよ。

たとえば、2つの辺の長さが4cmと8cmで、1つの角の大きさが30°の三角形の作図をするとしたら どうなるだろう。

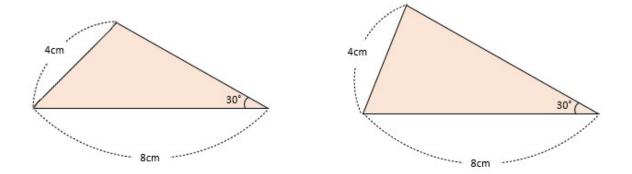
2つの辺のどちらか1つの辺を定規を使ってひき、角度は分度器を使い、残りの1辺はコンパスを使って作図をしてみよう。

たとえば、8cmの辺を定規を使ってひいて、その8cmの辺の右端に分度器で30°を測って、残りの 1辺(4cm)はコンパスを使って作図するとするよ。

この方法で三角形を作図すると、2通りの三角形がかけてしまうんだ。

8cmの辺の右端に30°の角、 8cmの辺の左端と4cmの辺が接する三角形

→ひとつの形には定まらない(合同条件には使えない)

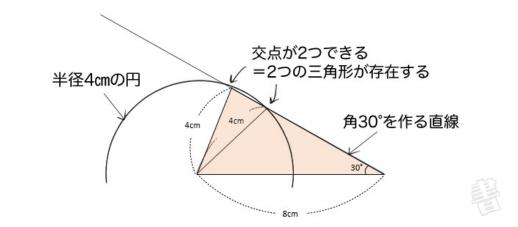


どうしてかというと、

角30°を作る直線と、8cmの辺の左端を中心とした半径4cmの円の交わる点は、2つあるから。



なぜ2つの三角形が存在するのか?



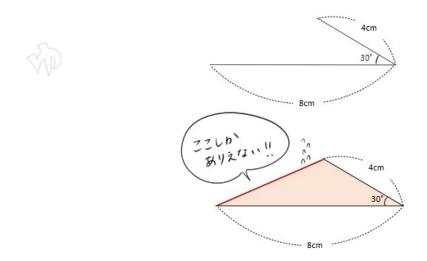
ということは、2辺と1つの角がわかっただけでは、三角形の形は何通りかできてしまうので、ひとつ に定まらないね。

だから、合同条件にすることはできないね。

でも、「1つの角の位置」を長さがわかっている『2辺の間の角』とすると、なんと作図結果は1つに なるんだ。

「8cmの辺と、4cmの辺の間が、30°の角」の三角形を作図してみよう。

8cmの辺と4cmの辺の間の角が30°



→ひとつの形しか存在しない(合同条件には使える)



2つの辺と、その間の角の大きさがわかれば、できる三角形はたった一つになるよ。

ということは、「2つの辺と、その間の角が同じ三角形は、合同になる」といえるね。

合同な三角形をかくための条件②

2つの辺の長さと、その間の角の大きさが決まると、たったひとつの三角形にしかならない →「2つの辺の長さとその間の角が同じであれば、合同の三角形になる」

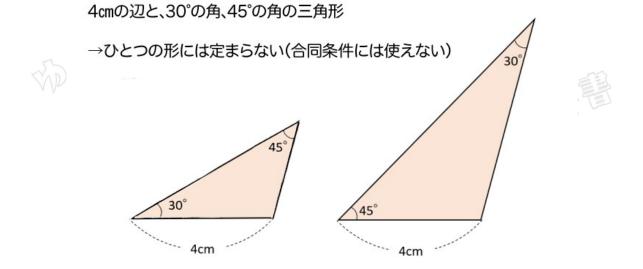
VD OV

③1つの辺の長さと2つの角の大きさがわかっている時

それでは、「1つの辺の長さと、2つの角の大きさがわかっている」場合はどうだろう?

たとえば、1つ辺の長さが4cmで、2つの角の大きさが30°と45°の三角形の作図をして考えてみよう。

1つの辺は定規を使ってひき、角度は分度器を使って作図をしてみよう。

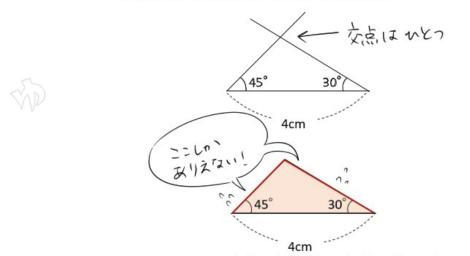


このパターンも上の図のように、4cmの辺の左端に30°の角があるのか、それとも45°の角があるのかによって2通りの作図結果ができてしまうんだ。



ということは、1つの辺の長さと、2つの角の大きさがわかっただけでは、三角形の形は1つには定ま らないので、合同条件に使うことはできないね。

けれど、「2つの角の位置」を長さがわかっている『1辺の両端りょうたん』とすると作図結果は1つになるんだよ。

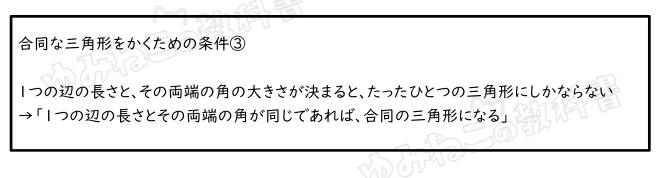


⁴cmの辺と、その両端に30°の角と45°の角

→ひとつの形しか存在しない(合同条件に使える)

1つの辺と、その両端の角の大きさがわかれば、できる三角形はたった一つになるんだね。

ということは、「1つの辺と、その両端の角が同じ三角形は、合同になる」といえるね。



この3つのパターンをまとめると

1: 3つの辺の長さがわかっている時

- 2: 2つの辺の長さとその間の角の大きさがわかっている時
- 3: 1つの辺の長さとその両端の角の大きさがわかっている時

この3つのうち、いずれかの条件の時は、合同な三角形を作図することができるということだね。



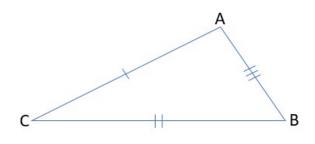
三角形の合同条件

合同な三角形をかくのに必要な条件がわかったとおり、次の3つの条件のどれかが当てはまれば、 2つの三角形がぴったり重なるかどうかを確認しなくても、「合同であると判断する」ことができる よ。

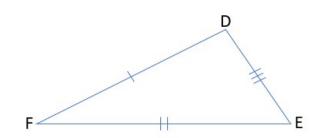
この、「2つの三角形が合同であると判断することができる条件」を、「三角形の合同条件」と呼ぶんだ。

三角形の合同条件

①3組の辺がそれぞれ等しい。

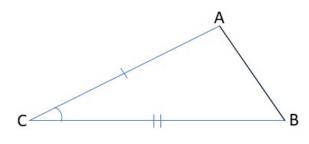




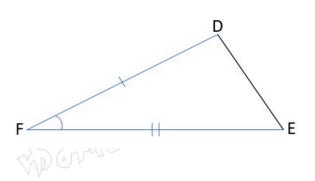


AB=DE、BC=EF、CA=FD

②2組の辺とその間の角がそれぞれ等しい。

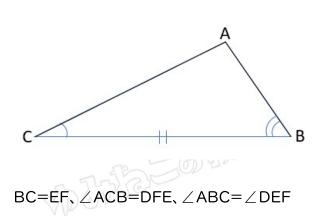


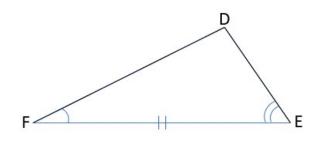
 $BC=EF, CA=FD, \angle ACB= \angle DFE$





③1組の辺とその両端の角がそれぞれ等しい。

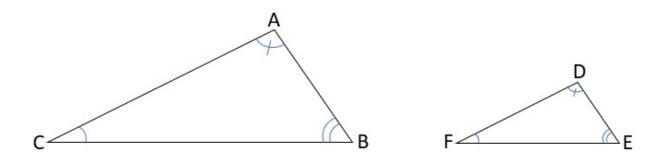




三角形の合同条件については、教科書や参考書によって表現(使う言葉など)が異なる場合があ るから、学校で習った表現で覚えるようにしよう。

ところで、「3つの角が等しい場合」は、合同にならないの? と思った人がいるかもしれないね。

3つの角度が等しいだけでは、辺の長さが違う「拡大・縮小した関係」の三角形が作図できる場合 があるので、「合同」にはならないから注意しよう。



ちなみに、このように「2つの図形が拡大縮小の関係になっている」ときは、合同ではなく『相似そう じ』と呼ぶんだ。

詳しくは中学3年生で習うから楽しみにしていてね!



副和科

W The state

三角形の合同条件まとめ

・「2つの三角形が合同であると判断することができる条件」を、「三角形の合同条件」と呼ぶ

・三角形の合同条件3つ

3組の辺がそれぞれ等しい 2組の辺とその間の角がそれぞれ等しい 1組の辺とその両端の角がそれぞれ等しい

・「3つの角が等しい」三角形は、合同であるとはいえないので注意する





